

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 納骨堂の使用許可の取消し |
| 概要 | 大阪市立納骨堂条例により、一定の場合には、納骨堂の使用許可を取消されることがあります。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市立納骨堂条例（昭和24年4月1日条例第30号）第6条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 処分基準 | 次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取消することがある。 <ol style="list-style-type: none">1. 法令または納骨堂条例もしくは納骨堂条例に基づく指示に違反した場合2. 許可を受けた目的以外に納骨堂を使用した場合3. その他管理上の支障がある場合 ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。 |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html |
| 備考 | |